

三好市地域福祉計画の策定がはじまりました。

■地域福祉って何？

私たちが暮らす三好市には、次のイラストのような困りごとを抱えた人たちがいます。



これら以外にも困りごとを抱えた人たちは多くいます。これを読まれているあなたにも、何か思いつくことはありませんか？そして、一緒に暮らす地域の人なのに他人事になっていませんか？一人ひとりが幸せな生活を送るには、これまでのような行政主導によるサービスだけでなく、地域に暮らすみんなで支え合い、助け合っていくことが大切です。

■地域福祉計画がめざすもの

公的サービスのみでは解決できなかった生活ニーズ全体の解決を図ります。

そのためには



アンケートにご協力を

三好市地域福祉課では、5月に三好市にお住まいの市民の皆様方（16歳から85歳までの無作為に抽出した2000名）を対象に住民意識アンケート調査を実施いたします。市制発足後多数のアンケート調査でご迷惑をお掛けいたしますが計画策定へのご協力をお願いいたします。

さらに



「三好市地域福祉計画策定委員を公募します」

三好市では、現在、三好市地域福祉計画策定に関する事項について、ご意見をいただく「三好市地域福祉計画策定委員会」の公募委員（3名）を下記の要領で募集します。委員会は、各種団体の代表者等を含め15名以内で構成され、会議は策定まで3回程度予定しています。

応募資格 現在満20歳以上の市民で地域福祉計画策定に意欲のある方

募集機関 平成19年5月31日締め切り

応募方法 地域福祉課（三好市保健センター）または各総合支所市民課にある申込用紙に住所・氏名その他必要事項及び地域福祉についての簡単なご意見を書いて地域福祉課まで持参又は郵送してください。後日選考により決定します。

詳しくは、三好市地域福祉課（電話72-7637）までお問い合わせ下さい。

後期高齢者医療制度とは

老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、75歳以上の後期高齢者の心身の特性や生活の実態を踏まえ、高齢社会に対応したしくみとして、平成20年4月から、高齢者の独立した医療制度が創設されることになりました。

「徳島県後期高齢者医療広域連合」が運営します。

都道府県ごとに後期高齢者医療広域連合（以降「広域連合」）を設立して、保険料決定、賦課決定、医療費の支給等の事務を行い、後期高齢者医療制度を運営する保険者となります。この広域連合には全市町村が加入します。

広域連合の業務 保険料の決定・医療を受けたときの給付など

市町村の業務 保険料の徴収・各種申請や届出の受付・被保険者証の引き渡しなど

75歳以上（一定の障害を有する65歳以上）の人は「後期高齢者医療制度」で医療を受けます。

平成20年3月までは、75歳以上（一定の障害を有する65歳以上）の人は国保や健保組合などの医療保険制度に加入しながら、「老人保健制度」で医療を受けますが、平成20年4月からは新たに独立した医療制度となる「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります。

そのため平成20年3月31日までは健康保険証と老人医療受給者証で受診しますが、平成20年4月1日からは後期高齢者医療被保険者証で受診することになります。

自己負担割合

現行の老人保健制度と同様、一般の方は1割負担、現役並み所得のある方は3割負担となります。

保険料

保険料は所得などに応じて決められ、被保険者全員が納めることとなります。今まで自分で保険料を支払っていなかった健保組合などの被扶養者の方も保険料を負担します。保険料率は、広域連合ごとに決めるため、徳島県内の被保険者は均一の保険料率となります。具体的な保険料の額については、まだ決定されていません。

保険料の徴収方法

保険料の徴収方法には次の二種類があります。

①特別徴収

保険料の徴収は原則として年金から引かれることとなります。介護保険と同様、年額18万円以上の年金受給者が対象となります。ただし、介護保険料と合わせた保険料額が年金の1/2を超える場合は特別徴収されず②の普通徴収となります。

②普通徴収

①の特別徴収の対象とならない方やその他の事情により特別徴収されない方については、口座振替等の方法により市町村に納めます。

平成20年4月から現在の老人保健制度が「後期高齢者医療制度」に変わります。



お問い合わせ先
三好市保健医療課医療係
電話72-7613

広げよう！地域に根ざした思いやり

民生委員制度は今年で創設90周年です。

お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください

「子育てに自信が持てない」、「高齢の親の介護に疲れている」、「子どもが家に引きこもりがちだ」などなど、人には様々な不安があります。



常に地域住民の立場に立って活動しています！

- 民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱されており、常に地域住民の立場に立った活動を行います。
- 全ての「民生委員」は、子どもに関わる問題を担当する「児童委員」も兼ねています。
- 「主任児童委員」という、専ら児童に関わる相談・支援を担当する委員もいます。



秘密は守られます

- 民生委員・児童委員には守秘義務があります。ご相談内容の秘密を守ります。
- 困りごとを解決するために、福祉の制度など様々な支援サービスをご紹介します。
- 行政の協力機関として必要に応じ、関係団体・機関との連絡・調整役を務めます。



全国に民生委員・児童委員は約23万人

5月12日は民生委員・児童委員の日

民生の安定と福祉の向上をめざす「社会愛、人間愛に基づく社会奉仕の精神」を基調とした民生委員制度は大正6年に岡山県で端を発し、今年で創設90周年を迎えました。

民生委員・児童委員は地域福祉の推進役として、住民の立場に立ち、住民と共に安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいます。三好市には137人の民生・児童委員と13人の主任児童委員が各地域で活躍しています。

民生・児童委員はあなたの相談相手です。いつもそばにいます。

何かに悩んでいるときはぜひ民生・児童委員にご相談ください。あなたの心配ごとを解決するお手伝いをするのがあなたのまちな「民生委員・児童委員」です。

あなたは自分の地域を担当する民生・児童委員をご存知ですか

お分りにならないときは、三好市地域福祉課（電話7217637）もしくはお住まいの各総合支所市民課までお気軽にお問い合わせ下さい。



児童手当制度の概要

支給対象

児童手当等は、12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）を養育している方に支給されます。ただし、前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には、児童手当等は支給されません。

支給手続き

児童手当は、児童を養育する家計の主たる生計維持者が申請し、住所地の市区町村長（公務員の方は勤務先）の認定を受けることにより、申請した翌月分から支給されることになります。

支給月額

3歳未満	一律	10,000円
3歳以上	第1子・第2子	5,000円
	第3子以降	10,000円

支払時期

児童手当は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれ前月分までが支給されます。

所得制限限度額

所得制限限度額は、前年（1月から5月までの月分については前々年）の所得額で判定します。また、所得には一定の控除があります。なお、所得制限限度額は年によって変更されることがあります。平成19年度の具体的な所得制限限度額は次のとおりです。

扶養親族等	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金等加入者)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は上記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

注2) 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

平成19年4月1日から児童手当制度が拡充されました。

拡充の内容

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図る観点から、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額を、第1子及び第2子について倍増し、出生順位にかかわらず一律月1万円となりました。

なお、3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢及び所得制限限度額については、現行どおりです。

0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当

	(現行)	(改正)
第1子、第2子	月額5千円	→ 月額1万円(倍増)
第3子以降	月額1万円	→ 月額1万円(現行どおり)

3歳以上の児童の養育者に対する児童手当

第1子、第2子	月額5千円(現行どおり)
第3子以降	月額1万円(現行どおり)

施行日 平成19年4月1日

(拡充後の最初の支給月 平成19年6月)

※ 今回の改正では、受給者から特段の手続きを行う必要はありません。

※ 平成19年4月から3歳未満の児童手当等の額は一律月額1万円となりますが、3歳到達後の翌月からは、第1子及び第2子の手当額は5千円となります。

お問い合わせ

三好市子育て支援課 (電話 72-7648)

※ 公務員の方は勤務先にお問い合わせください。

保育料の多子軽減システム

昨年度まで、同一世帯から2人以上同時に保育所に入所している場合に、2人目以降の保育料を軽減しておりましたが、平成19年度より新たに兄弟が幼稚園に入所している園児も算定対象に含めることにより、保育料軽減の拡大を図ります。

なお、軽減の方法については、所得階層に応じた従来の方法を改め、年齢の高い順に数えます。

お問い合わせ先
三好市子育て支援課
電話 7217648

保育料徴収基準	
保育所又は幼稚園に入所している児童について	
第1子	徴収基準額表に定める額
第2子	徴収基準額表 × 0.5
第3子以降	徴収基準額表 × 0.1

主任児童委員による「三好市児童なんでも相談室」

三好市誕生と合わせてスタートした「児童なんでも相談室」は昨年は隔月で4回開催しました。しかしPR不足や直接相談だけだったこともあり相談はありませんでした。今年からは、5月から毎月開設し、相談方法も直接相談とあわせて電話・FAX・Eメール・お手紙でも受け付けます。ただし、FAX・Eメール・お手紙での相談は必ず相談時間内に届くようにしてください。また連絡先を分かるようにしてください。

日時 毎月第4火曜日 午後1時～4時
場所 三好市保健センター(池田町シンマチ)
お問い合わせ・ご相談先

〒778-0004 池田町シンマチ1476-1
三好市地域福祉課内「児童なんでも相談室」
電話 7217637 FAX 7216664
Eメール chikikushu@city.tokushima-niyoshi.lg.jp